

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## 2 根拠法令

統計法（昭和22年法律第18号）（指定統計第13号）

統計法施行令（昭和24年政令第130号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

## 3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼稚園
- (2) 同法第82条の2による専修学校
- (3) 同法第83条による各種学校
- (4) 同法第23条による不就学学齢児童及び第39条第3項による不就学学齢生徒

## 4 調査期日

平成19年5月1日現在

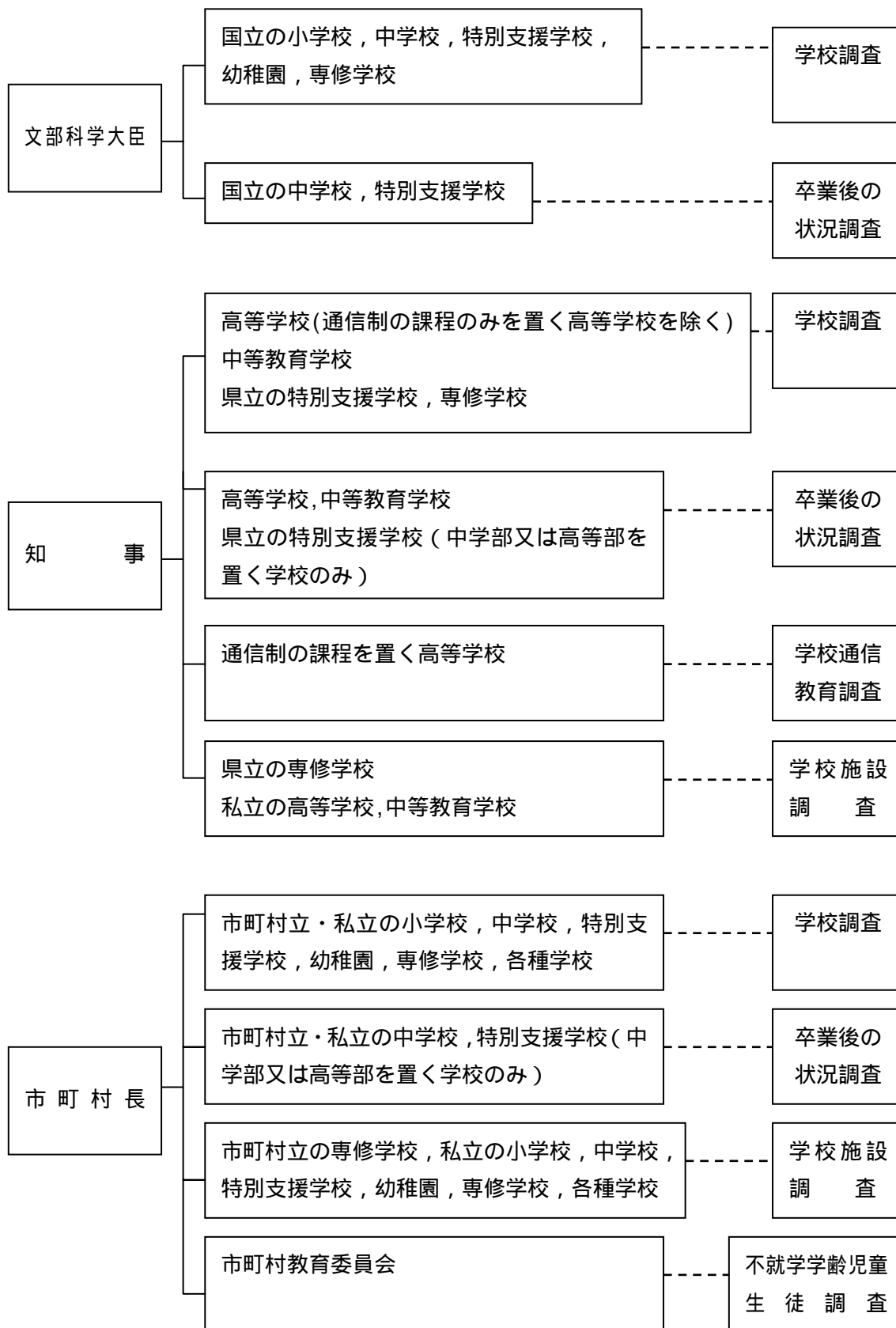
ただし、卒業後の状況調査に関しては、平成19年3月卒業者について、平成19年5月1日現在

## 5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

調査の種類	調査事項	申告者
学校調査	学校の名称，種類及び所在地，園児・児童生徒数，学科・課程又は学級に関する事項，教職員数，生徒の入学状況等	学校の長
卒業後の状況調査	学校の名称，種類及び所在地，卒業後の進学・就職等の状況等	学校の長
学校通信教育調査	学校の名称及び所在地，生徒の在籍状況，学科・課程に関する事項，教職員数，生徒の入学・退学及び単位修得の状況等	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	教育委員会の名称及び所在地，学齢児童生徒の就学免除及び猶予の状況，1年以上居所不明者数，平成18年度間の死亡者数	市町村教育委員会
学校施設調査	学校の名称，種類及び所在地，学校建物面積及び学校土地面積	設置者

## 6 調査系統



## 7 本年度調査の変更点

### (1) 学校調査票 (小学校)

- ・ 「6 教員数」に「(再掲)市町村費負担の教員」を追加する。
- ・ 「7 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「事務職員」とする。
- ・ 「7 職員数」の「市町村費支弁の教員」を「6」以外の教員」と変更する。
- ・ 「9「6」の本務者のうち教務主任等の数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

### (2) 学校調査票 (中学校)

- ・ 「7 教員数」に「(再掲)市町村費負担の教員」を追加する。
- ・ 「8 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「事職職員」とする。
- ・ 「8 職員数」の「市町村費支弁の教員」を「7」以外の教員」と変更する。
- ・ 「10「7」の本務者のうち教務主任等の数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

### (3) 学校調査票 (高等学校)(2 - 1)

- ・ 「19 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「主事・主事補等」とする。

### (4) 学校調査票 (中等教育学校)(2 - 1)

- ・ 「11 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「事務職員」とする。
- ・ 「13「10」の本務者のうち教務主任等の数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

### (5) 学校調査票 (特別支援学校)(4 - 1)

- ・ 「3 学校種別」を削除し、「4 設置者別」、「5 本校分校別」をそれぞれ「3 設置者別」、「4 本校分校別」と変更する。
- ・ 「5 障害種別」を追加する。
- ・ 「7 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「事務職員」とする。
- ・ 「10「6」の本務者のうち教務主任等の数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- ・ 「22 担当障害種別教員数」を追加する。

### (6) 学校調査票 (特別支援学校)(4 - 2)

- ・ 「15(1)小学部の学級別在学者数」の「障害種別」の「盲」、「聾」を、それぞれ「視覚障害」、「聴覚障害」と変更する。

- (7) 学校調査票（特別支援学校）(4 - 3)
- ・ 「15(2) 中学部の学級別在学者数」及び「15(3) 幼稚部の学級別在学者数」の「障害種別」の「盲」、「聾」を、それぞれ「視覚障害」、「聴覚障害」と変更する。
- (8) 学校調査票（特別支援学校）(4 - 4)
- ・ 「15(4) 高等部の学級別在学者数」の「障害種別」の「盲」、「聾」を、それぞれ「視覚障害」、「聴覚障害」と変更する。
- (9) 学校通信教育調査票（高等学校）(2 - 1)
- ・ 「15 職員数」の「吏員相当者」と「吏員相当者に準ずる者」を廃止し、「主事・主事補等」とする。
- (10) 不就学学齢児童生徒票
- ・ 「4 理由別就学免除者及び就学猶予者数」の「盲」、「聾」を、それぞれ「視覚障害」、「聴覚障害」と変更する。
- (11) 学校施設調査票（高等学校等）
- ・ 「5 学校種別」の「4 盲学校」、「5 聾学校」、「6 養護学校」を削除し、「4 特別支援学校」とする。また、それに伴い「7 幼稚園」以下、学校種別番号を繰り上げる。
- (12) 卒業後の状況調査票（中学校）
- ・ 「7 進路別卒業生数」、「8「7」卒業生総数のうち75条の学級卒業生の進路状況」、「9「7」の卒業生のうち高等学校（本科）等への入学志願者数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- (13) 卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）(4 - 1)
- ・ 「9 進路別卒業生数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- (14) 卒業後の状況調査票（高等学校 通信制）(3 - 1)
- ・ 「6 進路別卒業生数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。
- (15) 卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））(5 - 1)
- ・ 「6 進路別卒業生数」、「7「6」修了生総数のうち75条の学級修了者の進路状況」、「8「6」の修了者のうち高等学校（本科）等への入学志願者」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

(16)卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））  
（ 5 - 2 ）

- ・ 「 8 進路別卒業生数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

(17)卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）

- ・ 「 6 進路別卒業生数」,「 7 「 6 」の卒業生総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

(18)卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）( 3 - 1 )

- ・ 「 7 進路別卒業生数」の「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」と変更する。

## 8 利用上の注意

(1) 本報告書中の構成比は、四捨五入によって算出しているため、合計の数字と内訳が一致しないこともある。

(2) 本報告書中の記号は、次のとおりとする。

『 - 』	係数が『 0 』の場合
『 0.0 』	係数が単位未満の場合
『 . . . 』	係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合
『 』	減少の場合
『ポイント』	%と%の差

(3) 数値は県の集計値であり、文部科学省が発表する数値が確定値となる。